

日田市民文化会館「パトリア鑑賞友の会」会員規約

第1条（設置）

パトリア日田が実施する芸術文化事業への参加の機会を確保し、文化の向上に寄与するとともに、会員の利便を図るため、友の会制度を設置します。

第2条（会員）

友の会の会員（以下「会員」という）とは、この制度の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、次条に規定する年会費を納め、入会申込みの手続きをされた方をいいます。

第3条（年会費）

年会費は、新規会員・継続会員ともに一律1,000円とします。ただし、10月以降に入会した場合、年会費は半額の500円とします。

第4条（名称）

友の会の名称は、「パトリア鑑賞友の会」といいます。

第5条（事務局）

友の会に関する事務は、パトリア日田の指定管理者であるツールツリーグループの代表団体である株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「弊社」という）が行うものとし、パトリア日田友の会事務局（以下、「事務局」という）をパトリア日田（日田市三本松1丁目8番11号）内に設置します。

第6条（会員証）

会員には、会員証を交付します。なお、会員証については、次のように定めます。

- （1）会員証は会員のみが利用でき、他者に譲渡、貸与はできません。
- （2）会員証の紛失または盗難時には、速やかに事務局に届け出なければなりません。
- （3）会員証の再発行には手数料100円が必要です。

第7条（会員特典）

会員は次の特典を受けることができます。

- （1）自由席公演に優先入場いただけます。（対象公演に限る）
- （2）チケット2枚まで割引価格でご購入いただけます。（対象公演に限る）
- （3）チケット2枚まで先行予約できます。（対象公演に限る）
- （4）Pフレンズを郵送します。

※この他にも特典をご準備する予定です。

※ご入会日によっては、ご利用できない特典がございます。

第8条（チケットの購入）

チケットを購入する際に割引・先行予約の特典を受ける場合には、必ず会員証を提示して下さい。

第9条（有効期間）

会員の有効期間は、入会日から翌年3月31日までとします。（最長1年間）

第10条（届出事項の変更）

会員は、住所、氏名又は電話番号等に変更が生じた場合、速やかに事務局に届け出なければなりません。

第11条（退会）

会員はいつでも退会できるものとし、事務局に連絡のうえ、会員証を返却しなければなりません。ただし、納入済の年会費の返還はいたしません。

第12条（個人情報の管理について）

- （1）会員の個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法および個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001）に基づいて、別に定める方針にご同意いただいた上で適正に管理します。
- （2）弊社の指定期間が満了した場合、弊社は日田市又は日田市が指定する者に対して、個人情報を提供する場合があります。

以上

日田市民文化会館「パトリア日田」

指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス

〒877-0016 大分県日田市三本松1丁目8番11号

TEL：0973-25-5000(代) FAX：0973-25-5001

受付時間/ 9:00～22:00

休館日：第1・3月曜日（祝日は除く）、年末年始（12/29～1/3）